

## 第 1 3 章 スプリンクラー設備



# 1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、受水槽式については第10章「受水槽」に準じるものとする。ここでは「水道直結式スプリンクラー設備」について述べるものとする。

## 2 定義

### (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

当該スプリンクラーに使用する配管の一部若しくは全部が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。(図13-1参照)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を貯水槽方式で使用する場合は、水質管理区分は、貯水槽より下流側については設置者の管理範囲である。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条第2項第4号ただし書きにより必要水量を貯留するための施設を設けないもの)にあつては、水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管)からスプリンクラーヘッドまでの部分である。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲(以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。)については、水道法の適用を受けること。

### (2) 小規模社会福祉施設等

改正消防法施行令で規定する小規模社会福祉施設等とは、消防法施行令で定める防火対象区域で区分される第6項(ロ)及び第6項(ハ)に該当する小規模社会福祉施設である。第6項(ロ)に該当する施設は、養護老人ホーム、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるもの。)、障害児入居施設、障害者支援施設(避難が困難な障害者を主として入所させるもの。)等の施設である。第6項(ハ)に該当する施設は、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、児童発達支援センター、

身体障害者福祉センター等の施設である。

方式	No.	図
直結直圧式	1	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結式	2	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結増圧式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>

図 1 3 - 1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式 その 1

※新居浜市では直結式のうち、直結増圧式は認めていない。

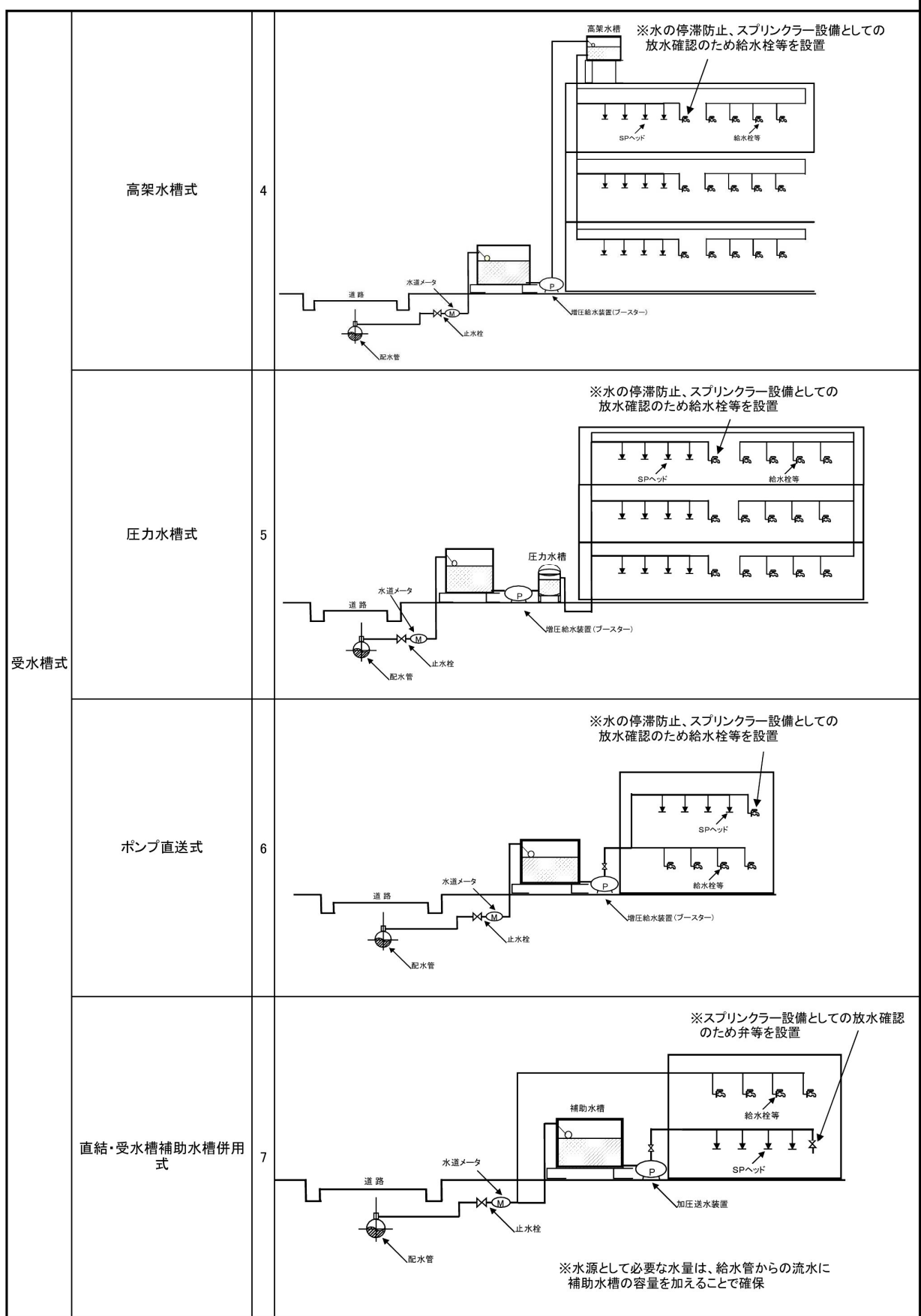


図 1 3 - 1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式 その 2

### 3 運用及び解釈

平成19年6月消防法が一部改正され小規模の認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設（以下、「小規模社会福祉施設等」という。）においてスプリンクラー設備等の設置基準が強化され、給水装置に直結する「水道直結式スプリンクラー設備」が認められることとなった。この取り扱いについては厚生労働省から「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」、総務省から「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」が示されており、その解釈及び運用は次のとおりとなる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備は水道法（法第3条第9項）の適用を受ける。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事及び整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負い、指定給水装置工事事業者が消防設備士の指導の下で行わなければならない。
- (3) 分岐する配水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算及び給水管、給水用具の選定は、消防設備士が行わなければならない。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の工事は、水道法に定める給水装置工事として指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備は、消防法令適合品を使用するとともに、基準省令に適合した給水管、給水用具であること、また、設置される設備は構造材質基準に適合していなければならない。
- (6) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造でなければならない。
- (7) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下によりその性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者には責任は生じない。

## 4 対象施設

改正消防法施行令で規定する小規模社会福祉施設等

## 5 調査

水道直結式スプリンクラー設備の設置を申しようとするものは、設計前に分岐しようとする配水管の口径、最小動水圧等について十分に調査するとともに、計画の早い時期に新居浜市消防署担当課及び上下水道局水道工務課と協議し、設置の可否について確認をしておくこと。事務手続きについては別紙「水道直結式スプリンクラー設備設置における事務手続きフロー」を参照のこと。

## 6 設置条件

- (1) 配水管から分岐して設置された給水管からスプリンクラーヘッドまでの区間について、水理計算を行い、十分な吐水量が確保されることが確認できること。なお、水理計算は消防設備士が行うこと。
- (2) スプリンクラー設備を設置するものは、別紙「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」により、設置条件等について承諾するものとする。
- (3) スプリンクラー設備の配管計画、使用材料等について、新居浜市消防署担当課の承認を得ていること。
- (4) その他関係法令に準拠していること。

## 7 設計水量

スプリンクラーシステムの計画使用水量は、一般給水水量は含まないものとする。給水申込における配水管分岐及び量水器の口径は、スプリンクラーシステム及び一般給水システムそれぞれに水理計算を行い、大きい方の口径を採用するものとする。

## 8 給水申込に添付する書類

(1) 給水計画平面図

(2) アイソメトリック図

(3) 水理計算書

(4) 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

注) (1)、(2)、(3)については消防署の承認を得ていることを確認できるものとする。



年 月 日

## 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

新居浜市長 様

住所

所有者

氏名

水道直結式スプリンクラー設備を設置するに当たり、次の設置条件について承諾するとともに、設備を適切に管理することを誓約いたします。

### 設置条件

- 1 災害、その他正当な理由（配水管事故、制限給水、計画的な水道施設の工事等）により、一時的な断水や水圧低下が発生した場合、水道直結式スプリンクラー設備が機能しないまたは十分に性能が発揮されない状況が生じても、新居浜市上下水道局の責任は一切問いません。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道局またはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償いたします。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸若しくは宿泊等に提供する場合は、本設備が条件付であることを賃借人または使用者に十分に説明し、熟知させます。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更する時は、上記1、2、3の事項について譲渡人に継承させ、新しい所有者から所有者の変更届及び「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」を上下水道局に提出させます。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び維持管理担当者の連絡先を見やすい場所に掲示し、関係者に周知いたします。
- 6 水道直結式スプリンクラー設備は給水装置であることを認識し、日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めます。また、設備を変更する場合は消防署及び上下水道局と協議の上、指定給水装置工事事業者を通じて改造申込をいたします。

水道直圧式スプリンクラー設備設置における事務処理フロー

